

平成31年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 137,000 千円
 ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,602,227 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	130,827	4,803	34,300		8,119	83,605	
	障害者福祉費	569,326	413,133	1,500		13,692	141,001	
	福祉医療給付費	181,220	74,826			9,417	96,977	
	老人福祉費	137,992	89	22,900	19,809	8,426	86,768	
	児童福祉総務費	250,885	134,554		9,655	9,442	97,234	
	児童措置費	163,156	134,739			2,515	25,902	
	児童館費	38,926	24,846		2,619	1,014	10,447	
	保育園費	149,850	12,117		17,041	10,683	110,009	
社会保険	国民健康保険費	170,825	80,553		72	7,984	82,216	
	介護保険費	383,365	4,710			33,515	345,140	
	後期高齢者医療費	342,608	54,257		3,730	25,192	259,429	
保健衛生	予防費	68,494	1,686		1,685	5,764	59,359	
	母子保健費	14,753	501		278	1,237	12,737	
合計	2,602,227	940,814	58,700	54,889	137,000	1,410,824		

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。